

編集委員会規程

第1条 日本ゲシュタルト療法学会は、機関誌「ゲシュタルト療法研究」の発行を目的とする編集委員会を置く。

第2条 編集委員会は、理事長が理事会に諮り、委嘱した編集委員によって構成する。

2 編集委員会には、委員長1名を置く。

第3条 編集委員会は、委員長が召集する。

2 委員2名以上の要望があるときは、委員長は速やかに委員会を招集する。

3 委員会は、電子通信手段による等、開催方法は委員長の判断に一任する。

第4条 機関紙の編集に関する規程及び投稿論文に関する要領は、編集委員会で原案を作成し、理事会の承認を得る。

第5条 投稿論文の採否は、編集委員会が責任を持って行う。

第6条 編集委員会の事務局は、本学会事務局内に置く。

第7条 本学会事務局は、機関紙の編集及び発行に関する事務を行うと共に、編集及び発行に関する事務内容を、理事会及び総会で報告する。

附 則

この規程は、平成23年1月22日から施行する。